

# 地域福祉推進計画の策定について

健康福祉部健康福祉政策課

## 1 経緯

### 社会福祉基礎構造改革

国では、21世紀において国民の期待に応えることができる社会福祉の共通基盤を作り上げることを目的に、社会福祉基礎構造改革として検討を行ってきた。

その基本は、個人が家庭や地域において人としての尊厳をもって、その人らしい生活ができることを保障することであり、そのために個人に対して社会連帯の考え方に立った支援を行うことを今後の社会福祉の理念としている。

### 社会福祉法の施行

この社会福祉基礎構造改革の流れを受け、平成12年6月社会福祉事業法等関係法律の改正が行われた。

この中で社会福祉事業法は、名称も「社会福祉法」に改称し施行された。

社会福祉法では、福祉サービスについて措置制度から利用制度への移行などを内容とした「利用者本位の社会福祉制度の実施」とともに、地域福祉計画等を内容とした「総合的な地域福祉の推進」が大きな柱とされている。

具体的には、法律の目的として「福祉サービスの利用者の保護」とともに、「地域における社会福祉の推進（地域福祉）を図ること」が明記された。

## 2 社会福祉法における地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画については、社会福祉法に位置づけられることになっており、その規定は、平成15年4月1日から施行することとしている。

また、条文については「市町村地域福祉計画」（平成15年施行法文第107条）、「都道府県地域福祉支援計画」（平成15年施行法文第108条）となっている。（別紙 条文参照）

なお、地域福祉計画の策定は地方公共団体の自治事務に位置づけられており、計画の策定は、各自治体の判断に委ねられている。

## 3 地域福祉計画の概要

市町村地域福祉計画の内容は、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展に関する事項」、地域福祉に関する住民の参加の促進に関する事項」となっている。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村計画を支援するものとして位置づけられており、その内容は「市町村の地域福祉の支援に関する事項」、「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保または資質の向上に関する事項」などとなっている。

国はこれら計画に関し、今後研究、検討を行い平成14年度に策定の指針となるガイドラインを示すこととしている。

なお、現段階で国からは別紙を内容とする資料が示されている。

#### 4 県としての計画策定に関する方針

##### (1) 基本的な方針

県としては、今後地域福祉を総合的、計画的に推進するため、単に市町村の地域福祉の推進を支援する計画にとどまらず、県の地域福祉推進に関する基本的な指針を明確にする「県地域福祉計画」の策定を、地域福祉計画に関する社会福祉法の規定が施行される平成15年4月までに行う予定をしている。

なお、この計画は法に規定される都道府県地域福祉支援計画の性格を有するものとする。

##### (2) 市町村計画の策定支援

県内の各市町村が平成15年4月の法施行に向け、円滑に地域福祉計画を策定することができるよう支援していく。

##### (3) 地域福祉計画策定に関する今後の県の取り組み

平成13年度

- ・地域福祉に関する福祉関係者意識調査の実施
- ・市町村を対象とした地域福祉計画策定研修会の開催

平成14年度

- ・地域福祉推進計画の策定
- ・市町村地域福祉計画の策定支援

## 三重県社会福祉審議会の審議スケジュール（案）

### 〔 県地域福祉推進計画関係 〕

年度	時期	検 討 内 容
H13	6月	<p>県地域福祉推進計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域福祉推進計画策定の趣旨を説明</li> <li>・ 計画策定に対する県の基本スタンスを説明               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県行政システム改革の考え方の反映</li> <li>イ 社会福祉法の考え方の反映</li> <li>ウ その他</li> </ul> </li> </ul>
	9～10月頃	<p>地域福祉をテーマに専門家による講演 各委員が関係する分野における本県の地域福祉活動について各自意見発表 意見交換</p>
	2～3月頃	<p>計画策定手順の決定 県地域福祉推進計画に盛り込むべき事項の決定</p>
H14	4～5月頃	<p><b>【知事諮問】</b> 県地域福祉推進計画の構成案の決定(目次程度)</p>
	9～10月頃	<p>県地域福祉推進計画の中間案の決定</p>
	2～3月頃	<p>県地域福祉推進計画の最終案の決定 <b>【審議会答申】</b></p>

# 厚生労働省作成資料

## 地域福祉計画

市町村地域福祉計画は、住民や社会福祉関係者の意見を踏まえ、市町村の判断により策定される計画である。

[目的]

サービス基盤の整備の総合的・計画的な推進  
地域福祉権利擁護、苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組みの整備の促進  
住民の自主的な活動と公的サービスの連携

併せて、市町村地域福祉を支援するため、都道府県の判断による都道府県地域福祉支援計画の策定を法的に位置づける。

### 1 具体的内容

#### (1) 市町村地域福祉計画

事 項	具 体 例
福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>福祉サービスの利用に関する情報提供</li><li>地域福祉権利擁護事業や苦情対応窓口を活用するための関連機関への紹介等</li></ul>
地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>公的サービスとインフォーマルなサービスとの連携に関する事項</li><li>福祉サービス確保の目標量</li><li>その確保の具体的方策</li></ul>
地域における社会福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>活動に必要な情報の入手や技術の修得に関する支援策</li><li>拠点確保の支援策</li></ul>

#### (2) 都道府県地域福祉支援計画

事 項	具 体 例
市町村の地域福祉の推進の支援に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>市町村の区域を超えて確保を行うことが必要な福祉サービスの目標量</li><li>その確保のための具体的方策</li></ul>
社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>社会福祉事業に従事する者を確保するための養成研修、従事する者の知識・技術向上のための研修、情報提供等</li></ul>
福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"><li>評価事業の推進</li><li>地域福祉権利擁護事業や苦情解決制度などの実施体制確保に関する事項</li></ul>

### 2 その他

国は、計画策定を支援するため、ガイドラインを示す。  
円滑な施行に必要な準備期間を設ける（平成15年4月1日）施行。

# 社会福祉法（抄）「平成15年4月1日施行」

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項